平成２２年（フ）第２８８号
富山市神通町１丁目４番４―203号　コーポ小西12Ａ棟、前住所富山県射水市三ケ2528番地　シャトルⅡ―213
債務者　牧野　一昭
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６６４号
千葉県松戸市栄町８丁目679番地の５
債務者　横山　ミヤ
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６８６号
千葉県我孫子市湖北台10丁目６番３号　201号
債務者　高田　純子（旧姓島・佐藤）
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６９６号
千葉県柏市南逆井３丁目18番22号
債務者　宇根水和則
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７０３号
千葉県松戸市日暮１丁目14番地の10
債務者　市川　英明
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７２３号
千葉県野田市三ツ堀969番地の365
債務者　吉田　理絵
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７２５号
千葉県鎌ケ谷市東鎌ケ谷２丁目17番63号
債務者　奥村　　太
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７２７号
千葉県野田市東宝珠花496番地１　ロワジール105
債務者　榎本　敦子（旧姓小野田）
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７４０号
千葉県松戸市松戸新田52番地の１　野菊野第２ローヤルコーポ101号
債務者　安形真由美
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７４２号
千葉県野田市三ツ堀411番地の54
債務者　照内　悠太
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７４８号
千葉県松戸市下矢切267番地
債務者　高崎　伸司
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５２０号
大分市中島中央１丁目２番47号エバーライフ中島201
債務者　内藤　久美
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５６４号
大分県別府市大字鶴見54番地の６
債務者　一宮　豊子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１９８号
山口県下松市瑞穂町２丁目６番６号　吉本ＡＰ102号、住民票上の住所山口県下松市瑞穂町２丁目６番６号
債務者　吉田　輝昭
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２６７３号
名古屋市緑区平手北１丁目1113番地　ノーブルコートサイド403号
債務者　中島　　薫
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７６０号
名古屋市港区稲永２丁目４番６―311号　港南荘
債務者　原　　信之
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７６１号
名古屋市港区稲永２丁目４番６―311号　港南荘
債務者　原　　吉子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７９０号
名古屋市名東区藤が丘162番地　藤ケ丘市街地住宅５棟410号
債務者　土屋　玲子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部